平成14年(行ケ)第204号 特許取消決定取消請求事件(平成16年1月19 日口頭弁論終結)

判 決 告 日本酸素株式会社 訴訟代理人弁護士 中 雄 島 和 被 特許庁長官 今井康夫 指定代理人 濱 橋大宮伊 重 本 康 同 野 克久 人 同 Ш 成 同 同

原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。 事実及び理由

第1 請求

特許庁が平成11年異議第72647号事件について平成14年3月4日に した決定を取り消す。

当事者間に争いのない事実

特許庁における手続の経緯

原告は、発明の名称を「金属製魔法瓶の製造方法」とする特許第28453 75号発明(平成元年4月26日特許出願、平成10年10月30日設定登録、以 下,その特許を「本件特許」という。)の特許権者である。

本件特許について,その後,特許異議の申立てがされ,平成11年異議第7 2647号事件として特許庁に係属し、原告は、平成12年2月10日、特許請求 の範囲の記載等について訂正請求(以下「本件訂正請求」という。)をした。

特許庁は、同事件について審理した上、平成14年3月4日、 「特許第28 45375号の請求項1に係る特許を取り消す。」との決定(以下「本件決定」という。)をし、その謄本は、同月27日、原告に送達された。

特許請求の範囲の記載

本件特許出願の願書に添付した明細書(以下「本件明細書」という。)の (1) 特許請求の範囲の【請求項1】の記載

金属製の内筒と金属製の外筒とを口部で連結して二重構造とし,これら内 筒と外筒との間の空隙部を真空封止する金属製魔法瓶の製造方法において、前記内 筒と一部分に小孔または切り抜きを穿設した外筒とを口部で連結して二重壁一体化 構造とした後、前記小孔または切り抜きの近傍、あるいはその切り抜きの一部を覆うようにろう材を配して、真空加熱炉内に前記外筒の小孔または切り抜きが穿設された部分を上に向けて収納して真空加熱処理してろう材を溶融させて、このろう材を小孔または切り抜きに流し込み、これにより上記空隙部を真空封止することを特 徴とする金属製魔法瓶の製造方法。

(以下,上記【請求項1】に係る発明を「本件発明1」という。)

本件訂正請求に係る特許請求の範囲の【請求項1】の記載(訂正箇所を下

線部で示す。)
金属製の内筒と金属製の外筒とを口部で連結して二重構造とし、これら内筒と外筒との間の空隙部を真空封止する金属製魔法瓶の製造方法において、前記内筒と一部分に0.1~2.0mmの小孔または切り抜き間隙を穿設した外筒とを口 部で連結して二重壁一体化構造とした後, 前記小孔または切り抜きの近傍, あるい はその切り抜きの一部を覆うように<u>N i</u> 及びP系のろう材か Cu. Al. Ti. ら選ばれるろう材を配して、真空加熱炉内に前記外筒の小孔または切り抜きが穿設 された部分を上に向けて収納して真空加熱処理してろう材を溶融させて, このろう 材を小孔または切り抜きに流し込み, これにより上記空隙部を真空封止することを 特徴とする金属製魔法瓶の製造方法。 (以下,上記【請求項1】に係る発明を「本件訂正発明1」という。)

本件決定の理由

本件決定は、別添決定謄本写し記載のとおり、本件訂正請求に係る訂正(以 下「本件訂正」という。)は、本件明細書又は図面(以下、これらを併せて「本件 明細書等」という。)に記載した事項の範囲内においてしたものとはいえず 法等の一部を改正する法律(平成6年法律第116号)附則6条1項の規定によ

- り、なお従前の例によるとされる、平成11年法律第41号による改正前の特許法120条の4第3項において準用する上記平成6年改正前の特許法126条1項ただし書の規定に適合しないので、本件訂正は認められないとした上、本件発明1は、実願昭62—156984号(実開平1—62734号)のマイクロフィルム及び特開昭60—148032号公報に記載のものに基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、本件発明1についての本件特許は、特許法29条2項の規定に違反してされたものであって、特許法等の一部を改正する法律(平成6年法律第116号)附則14条の規定に基づく、特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令(平成7年政令第205号)4条2項の規定により、取り消すべきものとした。第3 原告主張の本件決定取消事由
- 1 本件訂正は本件明細書等に記載した事項の範囲内においてしたものであるのに、本件決定は、これが同記載事項の範囲内においてしたものとはいえず、本件訂正は不適法であるとして、その適否に関する判断を誤った(取消事由)結果、本件訂正発明1の進歩性の有無について判断することなく、本件発明1の進歩性を否定したものであるから、違法として取り消されるべきである。
 - 2 取消事由(本件訂正の適否に関する判断の誤り)
- (1) 本件決定は、本件訂正に係る訂正事項中、「『O. 1~2. 0 mmの小孔または切り抜き間隙を穿設し』点は、特許明細書または図面(注、本件明細書等)には何ら記載されておらず、また、該特許明細書または図面の記載から直接的かつ一義的にも導き出されるものとも言えないから、前記訂正事項1、2における訂正(注、本件訂正)は、特許明細書または図面に記載した事項の範囲内においてなされたものとは認められない」(決定謄本5頁第3段落)と判断したが、以下のとおり、誤りである。
- (2) 本件訂正に係る「O. 1~2. Ommの小孔」について 本件決定は、「小孔については、具体的な数値は特許明細書または図面 (注,本件明細書等)には何ら記載されておらず、また、該特許明細書または図面 の記載から直接的かつ一義的にも導き出されるものとも言えない」(決定謄本4頁 26行目~28行目)と判断した。

26行目~28行目)と判断した。 しかしながら、本件発明1の小孔と切り抜きは、いずれも内筒と外筒との間の空隙部を真空封止するための排気孔とろう材による封止部とするための同一の機能を有するものである。本件明細書等(甲2)では、特許請求の範囲及び発明の記載を通じ、「小孔または切り抜き」と両者を一括した表現が用いりれており、本件発明1に係る金属製魔法瓶の構造について例示した説明中の「切りれき11の幅は小さ過ぎると排気が不充分となり、大き過ぎるとろう材の表面張りではふさぎきれなくなってしまうために0・1~2.0mmが適当である」(4欄22行目~25行目)との記載も、切り抜きの場合である第1の例に固有の説明ではなく、小孔の場合の例(第2、第4、第6及び第7の各例)にも共通する事項の代表的な説明にほかならない。したがって、切り抜きの場合にに重ないし最大径が0.1~2.0mmが適当であるならば、小孔の場合にも直径ないし最大径が0.1~2.0mm適当であることは、本件明細書等の記載から直接的かつ一義的に導き出せる事項というできてある。

切り抜きの長さ方向の距離については、本件明細書等の特許請求の範囲はり、発明の詳細な説明中にも何らこれを限定する記載がないるから、長さ方向の距離を延長すれば比例的に面積が大きなるから、長らなるであることを前提とする限りにおいては、排気が不十分となするであることを前提とする限りにおいては、非気が不一定値であることを前提とする限りにおいては、からで取って、切り抜きの幅の下限値の、1 mmの合理ないではではであるはないでである場合のでではである場合ではありがである。でではない最も短くなる場合の切り抜きを前提として、の場合の下限値であるが最も短くなる場合のでであるが表しての場合のでであるが表したのと解すであるが最も短くなる。実質的にはならが表すのにはないの値である。のような極端に短小な切り抜きを前提としたのと解すであるが表して、でのような極端に短小な切り抜きを前提とした限値である。とにはならない。

(3) 本件訂正に係る「O. 1~2. Ommの切り抜き間隙」について

本件決定は、「『切り抜き間隙』という記載には、切り抜きの幅というものを意味するだけでなく、それ以外に、幅と長さを含めた切り抜きの大きさ、すな わち切り抜きのすきま全体を意味する場合もあり、『O. 1mm~2. 0mmの切り抜き間隙』は、実施例では切り抜きの大きさがO. 5mm×8mmが記載されて いるのみであり、『O. 1mm~2. 0mmの切り抜き幅』以外に、幅と長さを含 めた切り抜きの大きさをO. 1mm~2. 0mmとしたことを意味するものでもあ この点において『O. 1mm~2. 0mmの切り抜き間隙』は特許明細書また は図面(注,本件明細書等)の記載から直接的かつ一義的にも導き出されるものと

も言えない」(決定謄本4頁最終段落~5頁第1段落)と判断した。 しかしながら、「間隙」には、「すきま」と「へだたり」の二義がある (広辞苑第5版)ところ、「すきま」が、本件決定の説示するように、物と物との 間のすいた所の幅と長さを含めた全体を意味する場合があり得るとしても、例え ば、「1cmの雨戸のすきま」といえば、1cmのすきまが雨戸のすいた所の幅を 意味していることが一義的に明確であって、すきまの幅と上下の長さを含めた雨戸 のすいた所全体の大きさを意味しているとはだれしも思わないのと同様に、本件訂 正に係る「O. 1~2. 0mmの切り抜き間隙」, すなわち「O. 1~2. 0mm の切り抜きのすきま」が、切り抜きにおけるすいた所の幅がO. 1~2. Ommであること、すなわち「O. 1~2. Ommの切り抜き幅」の意味であることは、文 脈上一義的に明らかというべきである。

- 被告の反論
 - 本件決定の認定判断は正当であり、原告主張の取消事由は理由がない。
 - 取消事由(本件訂正の適否に関する判断の誤り)について
 - 本件訂正に係る「O. 1~2. 0mmの小孔」について 本件明細書等(甲2)において,「0.1~2.0mm」という数値限定

とろう材の種類が記載されている箇所は、原告も引用する1箇所(4欄22行目~2 5行目)のみであり、この記載によれば、第1図及び第2図が図示するスリット状 の「切り抜き11」において、その長さ方向に直交する方向におけるスリット両側 の間の距離が 0. 1~2. 0mmであって, 0. 1mmより小さいと排気が不十分 となり、2.0mmより大きいとろう材の表面張力ではスリットをふさぎきれなくなるものと解される。小孔の形状については、本件明細書等の発明の詳細な説明には何ら記載されておらず、第4図及び第8図が図示するところによれば、その形状は、少なくとも円又はほぼ円に近い形状を含むものと認められる。そうすると、本 件訂正に係る「O. 1~2. 0mmの小孔」とは、「直径O. 1~2. 0mmの小 孔」との意味であると解されるが、スリット状の切り抜きの長さ方向の距離は切り 抜きの幅より長く、スリットの面積は0.1mmの直径の円孔の面積より常に大き いのであるから、直径O. 1mmの小孔では排気の不十分とならない面積を確保す ることができないのであって、「O. 1~2. Ommの小孔」とする訂正は、本件明細書等の記載と矛盾することとなる。したがって、上記訂正が、本件明細書等に記載されておらず、また、本件明細書等の記載から直接的かつ一義的に導かれるも のではないとした本件決定の判断に誤りはない。

本件訂正に係る「0.1~2.0mmの切り抜き間隙」について 植木鉢の考案に係る実願昭62-171442号(実開平1-74743 号)のマイクロフィルム(乙1)には、「第1図に於いて・・・各格子は格子枠1 2に囲まれた通気孔及び水抜孔としての格子間隙13から成っている。格子枠12はその格子間隙13が角形となるように形成してある。格子間隙13を角形にする ことによって、格子間隙13に表面張力による水の膜が発生しないようにしてい る。格子間隙13が円いと水の膜が発生し易い(注,「発生し易いやすい」とある のは誤記と認める。)からである。・・・空気や水だけを各格子枠12で囲まれた 格子間隙(空間)13から通すことができる。又、実施例では、更に、水の膜の発 生を避けるため、格子間隙13を単純な正四角形ではなく、湾曲した長方形として いる。このように形成すると、張力が働こうとしても膜の足掛かりとなる格子間隙 13の内周縁が相対する縁部と形態が異なるため、張力の均衡が得られず、従って、膜が発生し難くなるのである」(3頁7行目~4頁13行目)と記載されてい 「間隙」が、孔の幅ではなく孔自体の空間を意味する語として る。これによれば, 「間隙」に幅と長さの両方から定まる空間の面積部分を意味する 使用されており, 用例もあることは明らかである。また、間隙とは、要するに、二つの面又は線の距離であると解されるから、見方によれば、長さを幅とみることもあり得るように、かなりあいまいな表現である。そうすると、「切り抜き」を「O. 1~2. Omm の切り抜き間隙」と訂正することは、「0.1~2.0mmの切り抜き幅」だけでなく、「0.1~2.0mmの切り抜き長さ」を含むものと解されるところ、長さ0.1~2.0mmの場合、幅は長さより短く0.1mm未満も含む以上、本件明細書等に記載された0.1~2.0mmの幅の範囲以外の幅を含むことになるから、上記訂正は、本件明細書等の記載の範囲を超えるものというべきである。第5 当裁判所の判断

1 取消事由(本件訂正の適否に関する判断の誤り)について

(1) 本件訂正に係る「O. 1~2. Ommの小孔」について ア まず、本件明細書等(甲2)の記載についてみると、発明の詳細な説明の「作用」に「第1図は本発明(注、本件発明1)において製造する金属製魔法瓶 の真空封止前の状態を示すもので、金属製の内筒1と金属製の外筒2とを口部1 a で接合して二重構造としたものであって、上記内筒1の口部1aに筒状の外筒胴部4 が接合され、この外筒胴部4の底部側の開口端部5の内側にこの開口端部5を閉塞 する外筒底部6が接合して二重壁の一体構造物とされたものである。本発明の金属製魔法瓶の製造方法によって真空封止を行うには、第1図に示したように、外筒底部6の底面6bの中央部にスリット状の切り抜き11を穿設しておき、この二重壁容器を倒立させ、該切り抜き11の一部を覆うようにペースト状のろう材12を整容器を倒立させ、減切り抜き11の一部を覆うようにペースト状のろう材12を整 ってやる。第2図はこの切り抜き11とペースト状のろう材12との位置関係を示 したものである。切り抜き11の幅は小さ過ぎると排気が不充分となり、大き過ぎ るとろう材の表面張力ではふさぎきれなくなってしまうために 0. 1~2. 0 mm が適当である」(4欄10行目~25行目)と、「製造例」に「本発明の金属製魔 法瓶の製造方法により、1.00のステンレス鋼製の魔法瓶を製造したところ、以 活版の製造方法により、 1. 0 kの インレス鋼製の魔法職を製造したとこう、以下に記載するような性能を得た。・・・このとき使用した・・・切り抜きの大きさは 0. 5 mm×8 mmであった」(6 欄 3 8 行目 ~ 4 9 行目)と記載されている。本件明細書等において、「0. 1 ~ 2. 0 mm」という数値限定とろう材の種類が記載されているのは、「切り抜き」に関する上記の「切り抜き 1 1 の幅材の種類が記載されているのは、「切り抜き」に関する上記の「切り抜き 1 1 の幅 は小さ過ぎると排気が不充分となり、大き過ぎるとろう材の表面張力ではふさぎき れなくなってしまうためにO. 1~2. Ommが適当である」とする箇所のみであり、この記載と第1図及び第2図の図示によれば、スリット状の切り抜きにおいて、その長さ方向に直交する方向におけるスリット両側の幅の距離がO. 1~2. Ommが適当であること、O. 1mmより小さいと排気が不十分となり、2. Ommより大きいとろう材の表面張力ではスリットをふさぎきれなくなることが開示さ れている。これに対し、「小孔」については、本件明細書等の特許請求の範囲及び 発明の詳細な説明には形状の記載はなく、第4図及び第8図に円形又はほぼ円形に 近い形状が図示されているが、その寸法の具体的な数値についての記載はない。以 上のとおり、本件明細書等における「O. 1~2. Omm」という数値限定の対象は、「切り抜き」の幅の寸法であって、「小孔」の直径をどの程度とすべきであるかなどの定量的な事項は何ら開示されていないことが明らかである。 イ 原告は、本件発明1の小孔と切り抜きは、いずれも内筒と外筒との間の 空隙部を真空封止するための排気孔とろう材による封止部とするための同一の機能 を有するものであり、切り抜きの場合に幅0.1~2.0mmが適当であるなら ば、小孔の場合にも直径ないし最大径が0.1~2.0mmが適当であることは、 本件明細書等の記載から直接的かつ一義的に導き出せる事項であると主張する。 しかしながら、本件明細書等(甲2)の特許請求の範囲の【請求項1】 では、内筒と外筒との間の空隙部を真空封止するための排気孔とろう材による封止

では、内筒と外筒との間の空隙部を真空封止するための排気孔とろう材による 部とするための構成として「小孔または切り抜き」と記載している一方で、「前記いれまたは切り抜きの近傍、あるいはその切り抜きの一部を覆うようにろう材をして」と記載し、「小孔」と「切り抜き」を書き分けている。また、発明の詳細なに、第1回及び第2図が図示する「スリット状の切り抜き」を穿設した第1の実施例の記載(4欄7行目~36行目)、第3図ないし第5図が図示する「小孔」を穿設した第2の実施例の記載(4欄37行目~50行目)、第6図及び第7図が図示する「凹部の最深部に切り抜き」を穿設した第3の実施例の記載(5欄15行目~27行目)が第12図が図示する「半円筒状の段が第11図が図示する「半円筒状の段が第11図が図示する「半円筒状の段が関系が開まれる湾曲部に小孔」を穿設した第6の実施例の記載(5欄28行目~40行目)、第12図が図示する「半円筒状の段部の外周に形成される湾曲部に小孔」を穿設した第6の実施例の記載(5欄41行目~49行目)、第13図が図示する「外筒底部の外周上に設けたリング状の湾曲~49行目)、第13図が図示する「外筒底部の外周上に設けたリング状の湾面では、100円に設けたリング状の湾面では、100円に設けたリング状の湾面では、100円に設けたりには、100円に設けているでは、100円に設けているでは、100円に対しに対しているでは、100円に対しているでは、100円に対しているでは、100円に対しているでは、100円に対しているでは、100円に対しているでは、100円には、100円に対しには、100円に 部に小孔」を穿設した第7の実施例の記載(5 欄末行~6 欄6行目)とあるとおり、「小孔」を穿設した実施例と「切り抜き」を穿設した実施例とを、引用することが明らかである。しかも、本件明細書等ははりり抜きの幅と長さのうちの幅は0.1 mm~2.0 mmが適れているに点点が切り抜きの大きさが0.5 mm×8 mmの実施例が記載がれてるにとど記のいれについては、その寸法の具体的な数値についての記載がないことと記のよりが引きは図面からみても明らかに形状及び寸法が相違しており、でなれるが、おとりり抜きは図面からみても明らがに形状及び寸法が相違しており、この相違本小の対したであると解さることは、「直径0.1~2.0 mmの小孔」とは、「直径0.1~2.0 mmの小孔」とは、「直径0.1~2.0 mmの小孔」とは、「直径0.1~2.0 mmの小孔」との意味であると解されるが、本件明細書等に開示されなり、スリットれのではより、1 mmの直径の円孔の面積より常に大きいから、直径0.1 mmの市るの下十分とならない面積を確保することができないこととなる。

気の不十分とならない面積を確保することができないこととなる。 そうとすれば、原告主張のように、「切り抜き11の幅は小さ過ぎると排気が不充分となり、大き過ぎるとろう材の表面張力ではふさぎきれなくなってしまうために」、切り抜きの場合に幅0. 1~2. Ommが適当であるならば、小孔の場合にも直径ないし最大径が0. 1~2. Ommが適当であることが、本件明細書等の記載から自明であるとか、直接的かつ一義的に導き出せる事項であるということはできない。

ウ 原告は、また、切り抜きの長さ方向の距離については、本件明細書等 (甲2)に何ら限定する記載がなく、切り抜きの幅が一定でも長さ方向の距離を延長すれば比例的に面積が大きくなるから、長さ方向の距離が任意であることを前提とする限り、排気が不十分とならない面積を確保するために、切り抜きの幅の下限値を O. 1 mmと一定値に限定する意味はないとして、切り抜きの幅の下限値 O. 1 mmは、切り抜きの長さ方向の距離が最も短くなる場合の切り抜きを前提に、その場合でも排気が不十分とならない最小限度の面積を確保するための切り抜きの幅の下限値として規定したものであり、その場合の下限値 O. 1 mmは、小孔の直径の下限値にもそのまま妥当するとも主張する。

エ 以上のとおりであるから、本件決定の「小孔については、具体的な数値は特許明細書または図面(注、本件明細書等)には何ら記載されておらず、また、該特許明細書または図面の記載から直接的かつ一義的にも導き出されるものとも言えない」(決定謄本4頁26行目~28行目)とした判断に誤りがあるとはいえない。

(2) 本件訂正に係る「O. 1~2. Ommの切り抜き間隙」について 「間隙」には、「すきま」と「へだたり」の二義があり、 原告は. 本件決定のように、物と物との間のすいた所の幅と長さを含めた全体を 意味する場合があり得るとしても,本件訂正に係る「0.1~2.0mmの切り抜 き間隙」,すなわち「0.1~2.0mmの切り抜きのすきま」が,切り抜きにお けるすいた所の幅が 0. 1~2. 0 mmであること、すなわち「 0. 1~2. 0 mの切り抜き幅」の意味であることは、文脈上一義的に明らかであると主張する。しかしながら、本件明細書等(甲2)において、「 0. 1~2. 0 m」という数値限定とろう材の種類が記載されている唯一の箇所である上記の「切り抜き 1 1 の幅は小さ過ぎるとおうなってとまるなり、大き過ぎるとろう材の表面張りなける。などでは、ままなり、 力ではふさぎきれなくなってしまうためにO. 1~2. Ommが適当である」との 記載にあるとおり,「0.1~2.0mmが適当である」とされるのは,あくまで 「切り抜きの幅」であって,「切り抜き間隙」ではない。本件明細書等において 「間隙」との用語が用いられているのは、「・・ろう材中にステンレス鋼や炭素鋼 等の、ろう材の溶融温度より高い溶融温度の金属粉を混合して、同様に排気孔上に 溶融して封止すると、ろう材が溶融しても、これより溶融温度の高い未溶融の金属 粉の存在で、溶融ろう材の流下間隔が狭められて、その金属粉間の間隙で溶融ろう 材の表面張力が効果的に作用して、・・」(6欄22行目~28行目)の部分のみ であるが、これは、ろう材中に混合された金属粉間の隙間のことについて言及した 箇所であるから、切り抜きや小孔の大きさに関する本件訂正とは無関係である。原 告が主張するように、本件訂正に係る「O. 1~2. Ommの切り抜き間隙」の 「切り抜き間隙」が「切り抜きの幅」を意味するものとすれば、本件明細書等に明示の記載のある「切り抜きの幅」との用語を用いるはずであって、別の箇所で用い られている「間隙」を「幅」と同一語義の用語として置換したものとすれば, Γす なりの首肯するに足りる理由がなければならない。ところが、「間隙」には、 きま」と「へだたり」の二義があること、「すきま」が、物と物との間のすいた所 の幅と長さを含めた全体を意味する場合があり得ることは、本件決定の説示(決定謄本4頁最終段落)するとおりであり、原告の自認するところでもある。本件明細 書等には、上記のとおり、切り抜きの幅と長さのうちの幅は $0.1mm \sim 2.0mm$ が適当であるとする点及び切り抜きの大きさが $0.5mm \times 8mm$ の実施例が記 載されているにとどまることに照らすと、本件訂正に係る「0.1mm~2.0m mの切り抜き間隙」との表現は、「O. 1mm~2. 0mmの切り抜き幅」以外 に、幅と長さを含めた切り抜き全体の大きさについての「O. 1mm~2. 0mm の大きさ」との意味をも包含するものといわざるを得ない。そうとすれば、原告が 主張するように、「O. 1~2. Ommの切り抜き間隙」が「O. 1~2. Ommの切り抜き幅」の意味であることが文脈上一義的に明らかであって、本件明細書等の記載から自明であるということはできない。

イ したがって、本件決定の「『O. 1 mm~2. Ommの切り抜き間隙』

イ したがって、本件決定の「『O. 1 mm~2. 0 mmの切り抜き間隙』 は特許明細書または図面(注、本件明細書等)の記載から直接的かつ一義的にも導き出されるものとも言えない」(決定謄本5頁第1段落)とした判断に誤りがあるとはいえない。

- 2 以上のとおり、原告主張の本件決定取消事由は理由がなく、他に本件決定を取り消すべき瑕疵は見当たらない。

よって、原告の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第13民事部

 裁判長裁判官
 篠
 原
 勝
 美

 裁判官
 岡
 本
 岳

 裁判官
 早
 田
 尚
 貴